奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

**奈良県規則第十三号**

奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。